

「人妻」について

(On Hitozuma)

本多 啓
初校

1. はじめに

現代の日本語には「人妻(ひとづま)」という語はありますが、この語と語構成上対応関係にある「人夫(ひとおと)」という語はありません。これは現代日本語における性差別的な事実の一つであると言われることがあります。しかしながら、この場合の性差別とは具体的にはどのようなものなのでしょう。そもそも、差別は本当にあるのでしょうか。この問題について考えるには、「人妻」という語の意味を正確に捉える必要があると思われます。そこで本稿では、「人妻」の背後にある(かもしれない)性差別の内実を考えるための基礎資料として、「人妻」の意味についての認知言語学(特に認知意味論)の立場からの分析を試みたいと思います。

2. 女性は人間扱いされていないのか

2.1. その1

一つの解釈として、「女性は人間扱いされていない」という見方があります。たとえば、次のような議論が考えられます¹⁾。

- (1) 「人妻」とはひとの妻、つまり他人の妻ということだが、それに対応するひとの夫、つまり他人の夫にあたる語が存在しないということは、女性がひと扱いされていない、すなわち人間扱いされていないということに他ならない。

この議論は妥当でしょうか。

実は、この議論は次の3つの命題が全て同時に正しいということに依存して成立するものです。

- (2) a. 「人妻」の「ひと」とは、他人のことである。
b. 「人妻」の「ひと」とは、人間のすることである。
c. 上の a,b に出てくる「ひと」は同じ意味である。

この論理的な帰結として、次の等式が得られます。

- (3) 他人 = 「ひと」 = 人間

さらにここから、次の等式が得られます。

(4) 他人＝人間

「他人は人間である」というのは確かにそのとおりかもしれませんが。しかしここで試しに、この等式を次の (おそらくは正しいと思われる) 命題を組み合わせてみましょう。

(5) 「自分」は他人ではない。

すると、次の命題が得られます。

(6) 「自分」は人間ではない。

あれあれ。

実は、「他人＝人間」という等式は、「他人は人間である」ということだけを意味しているわけではありません。「人間は他人である」も同時に意味しているのです。

この議論に対して、「ただの揚げ足取りだ」と思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に揚げ足取りかどうか、せめて第 2.3 節までお付き合いいただいた上でもう一度考えていただけないでしょうか。

次節からは、もう少しまじめに話を進めます。

2.2. その 2

前節の議論は、どうやら (2) がおかしいようです。そこで、これを次のように直してみましょう。

(2') 「人妻」の「ひと」とは、他人のことではなく、人間のことである。

これにあわせて、(1) は次のように改められることになります。

(1') 「人妻」とはひとの妻、つまり人間の妻ということだが、それに対応するひとの夫、つまり人間の夫にあたる語が存在しないということは、女性がひと扱いされていない、すなわち人間扱いされていないということに他ならない。

この議論は妥当でしょうか。

既婚の男性が**自分の**配偶者と一緒にいるときのことを述べた表現としては、「人妻と一緒にいる」は不自然です。一方、男性が**他の男性の**配偶者と一緒にいるときのことを述べる場合には、「人妻と一緒にいる」が自然になる可能性があります (第 5 節で述べるように、常に自然になるわけではありませんが)。

この事実は、「人妻」の「ひと」が人間の意味であると考えてしまうと (すなわち、「人妻」＝「人間の妻」と考えてしまうと)、説明できなくなります。一方、「人妻」の「ひと」が他人の意味であると考えれば (すなわち、「人妻」＝「他人の妻」と考えれば)、説明できます。

すなわち、「人妻」の「ひと」は、他人の意味であるということになります。言い換えれば、「現代日本語に「ひとおと」は存在しないが「人妻」は存在する」という事実から「女性が人間扱いされていない」という結論を引き出すことはできない、ということになります。

2.3. 多義性の問題

「現代日本語に「ひとおっと」は存在しないが「人妻」は存在する」という事実から「女性が人間扱いされていない」という結論を引き出してしまう背後には、おそらくは多義性に対する認識の希薄さないし欠如があります。

「同じ一つの語形に、互いに関係のある複数の意味が結び付いていること」を、言語学では「多義性 (polysemy)」ないし「曖昧性 (ambiguity)」といいます。そしてそのような二つ以上の意味をもつ語を「多義語」と言います。「多義性」と対立する概念としては「同音性 (homonymy)」があります。これは「同じ一つの語形に互いに関係のない複数の意味が (たまたま) 結び付いていること」を言います。そのような二つの語を同音異義語といいます。「校正」と「構成」、「書く」と「掻く」は現代日本語における同音異義語の例です。また、「曖昧性」と対立する概念としては「漠然性 (vagueness)」があります。これは「一つの語形に結び付いた (互いに関係のある複数の意味のうちの) 一つの意味 (概念) に、いろいろ異なる事物が当てはまること」を言います。たとえば「動物」という語で指すことができるものには犬、ネコ、ニワトリ、ゴキブリ、カメ、など多数ありますが、それに対応する多数の意味が「動物」という語にあるわけではありません。犬、ネコ、ニワトリ、ゴキブリ、カメ、などはすべて、「動物」という語のもつ (いくつかの意味のうちの) 同じ一つの意味に該当するものです。「人間」に男と女がいることを根拠に「人間」に二つの意味があるということができないのも同じことですし、英語の *water* が日本語で言う湯と冷水のどちらも指しうることを根拠に *water* に「湯」と「冷水」という二つの意味があるとは言えないのも、同じことです。

言語を構成する語の大部分は多義語です。ということは、語について議論する際には、その語が多義語かどうか、そして多義語である場合には、多義性を考慮に入れたときと入れないときで議論がどう変わってくるか、を常に考慮する必要があります。「ひと」も多義語です。この語には少なくとも2つの意味があります。その一つが「人間」という意味であり、もう一つが「他人」という意味なのです²⁾。前節までの議論は、「人妻」を考える際には「人」の多義性を無視することができないことを示しています。

なお、「漠然性」、「曖昧性／多義性」、「同音性」は固定したものではありません。たとえば、すでに触れた「書く」と「掻く」は語源的には単一語であったと推定されています。つまり犬、ネコ、ニワトリ、ゴキブリ、カメ、などがすべて「動物」の一つの意味に該当するのと同じように、「書く」と「掻く」はもともとは漠然性に該当するものだったわけです。それが日本語の歴史的な変化の中で 曖昧性／多義性 の段階を経て、現代では 同音性 の例となっているわけです。

ちょっと寄り道が過ぎたようです。

3. 妻は所有物扱いされているのか

3.1. ある人の提案と、その問題点

次に、ある人が提案してくれた考えを紹介しましょう。この人は、「人妻」の「ひと」が他人の意味であることを認識した上で、次のような議論を提案してくれました。

- (7) 「人妻」とはひとの妻、つまり他人の妻、つまり他人の所有する妻ということだが、それに対応するひとの夫、つまり他人の夫、つまり他人の所有する夫にあた

る語が存在しないということは、妻は夫の所有物として扱われるが、夫は妻の所有物としては扱われない、ということに他ならない。

この議論は妥当でしょうか。

この議論は、次の等式が正しいということを論証なしに想定した上で、それに決定的に依存する形で構築されているものです。

- (8) 「他人の妻」＝「他人の所有する妻」
(「他人の妻」という表現の通常の解釈は「他人の所有する妻」である。)

(8)を論証なしに想定してしまう背景には、おそらくは次のような発想があるのではないかと思います。

- (9) 助詞の「の」が表すのは「所有」関係である。

これについては問題があるのですが、それについては後回し(第3.4節)にします。これとは独立に、(8)からは、次のような問題が生じてきます。

- (10) そもそも「所有」とは何か。

そこで、まずこの問題について考えてみましょう。

3.2. 「所有」のパラドクス：所有物はいつも「所有」できるか？

言語学において「所有」を表すとされている「の」の使用例としては次のようなものがあります。分類は角田(1991)によります。

- (11) a. 太郎の左足(身体部位)
b. 太郎の容体(属性)
c. 太郎の眼鏡(衣類など(身につけてある場合))
d. 太郎の兄(親族)
e. 太郎の猫(愛玩動物)
f. 太郎の著書(作品)
g. 太郎の車(その他の所有物)

これらはすべて(言語学の術語としての)「所有」物にあたるわけですが、しかし日常語としての「所有する」がこれらのすべてに関して使えるわけではありません(同じく角田(1991)によります)。

- (12) a. * 太郎は左足を所有している。(身体部分)
(cf. 太郎には左足がない／ある。)
* 太郎は大きな目を所有している。
(cf. 太郎の目は大きい／太郎は目が大きい。)

- b. * 太郎は (安定した) 容体を所有している。(属性)
(cf. 太郎は容体が安定している／太郎の容体は安定している。)
* 太郎は (優れた) 才能を所有している。
(cf. 太郎の才能は優れている。)
- c. * 太郎は眼鏡を所有している。(衣類など (身につけてある場合))
(cf. 太郎は眼鏡をかけている。)
- d. * 太郎は兄を所有している。(親族)
(cf. 太郎には兄がいる。)
- e. ?? 太郎は猫を所有している。(愛玩動物)
(cf. 太郎は猫を飼っている。)
- f. * 田中先生は著書を所有している。(作品)
(cf. 田中先生には著書がある。)
- g. ○ 太郎は車を所有している。(その他の所有物)

所有物でありながら「△△を所有している」と言えないものが多いのです。

つまり、「所有」という語も複数の意味を持つ多義語なのです。一つの意味は言語学の術語としての意味であり、＜身体部分＞から＜その他の所有物＞に至るまでのすべてをカバーするものです。とりあえずこれを「広義の＜所有＞」と呼ぶことにします。もう一つの意味は日常語としての意味であり、それは＜その他の所有物＞だけにしか適用できないものです。これを「狭義の＜所有＞」と呼ぶことにします。

実は、「所有」の意味はこの二つだけではありません。「所有する」のかわりに、「持つ」を考えてみましょう。

- (13) a. * 太郎は左足を持っている。(身体部分)
○ あの女は長い爪を持っている。(だから気をつけろ。)
- b. * 太郎は安定した容体を持っている。(属性)
○ 太郎は優れた才能を持っている。
 - c. * 太郎は眼鏡を持っている。(衣類など (身につけてある場合))
 - d. * 太郎は父親を持っている。(親族)
○ 太郎は立派な父親を持っている。
○ 妻子持ち
 - e. ?? 太郎は猫を持っている。(愛玩動物)
 - f. ?? 田中先生は著書を持っている。(作品)
(「研究業績の中に著書がある」の意。)
○ 田中先生は助動詞についての論文を三本持っている。
(「研究業績の中に助動詞についての論文が三本ある」の意。)

g. ○ 太郎は車を持っている。(その他の所有物)

このように、「持つ」は相当に複雑な振舞いを示します(角田(1991))。しかし、「持つ」の意味がどのように記述されるにせよ、それが「所有」と名づけられる概念で捉えられるものであろうことには、疑問の余地がありません。それが「所有」の第三の意味です。本稿ではこれを「＜持つ所有＞」と呼ぶことにします。

さらに、「所有」にこれ以外の意味がある可能性もあります。

3.3. 「他人の妻」ふたたび

前節の議論を踏まえて、「他人の妻」＝「他人の所有する妻」((8))に戻しましょう。問題は今回の「所有」の意味としてどのようなものが想定されているのかということです。候補としては4つあります。

- (14) a. 本稿で言う「広義の＜所有＞」(言語学の術語としての「所有」)
- b. 本稿で言う「狭義の＜所有＞」(日常語としての「所有」)
- c. 本稿で言う「＜持つ所有＞」(日常語の「持つ」にあたる「所有」)
- d. その他

まず、「他人の妻」＝「他人の所有する妻」((8))における「所有」が広義の＜所有＞だとすると、どうなるでしょうか。この場合、「人妻」の背後にある(かもしれない)性差別の内実を所有という概念によって説明することはできなくなります。次の例を考えてみましょう。

現代日本語には、(15a)のような表現があります。これらの表現の意味を広義の＜所有＞という概念を用いて記述すると、(15b)のようになります。

- (15) a. 私の親／母／父／祖母／祖父／子／娘／息子／孫／おじ／いとこ／姪／夫
- b. 私の所有する親／母／父／祖母／祖父／子／娘／息子／孫／おじ／いとこ／姪／夫

(15b)は日常的な表現としては不自然です。しかしここで考えているのは日常語としての狭義の＜所有＞ではなく、言語学の術語としての広義の＜所有＞です。そして「所有」を広義の＜所有＞として解釈した場合には、定義上(15b)はすべて(15a)の意味を記述したものとして成立します。

そしてここが肝心なのですが、この広義の＜所有＞には、「管理・支配」「譲渡可能性」等の差別に関わる概念は含まれていません。たとえば「太郎の母」という表現は、太郎が母を管理する立場にある場合にももちろん使えますが、太郎が未成年であってむしろ母に管理される立場にある場合にも使うことができます。また、母親を譲渡することによって所有関係を解消することはできません。

(15)の様々な親族名称に関して述べたことと同じことが、「他人の妻」＝「他人の所有する妻」((8))についても言えます。ということは、かりに「人妻」＝「他人の

妻」＝「他人の所有する妻」」であるとしても、これによって「人妻」の背後にある(かもしれない)差別の内実を説明したことにはならないわけです。

次に、「他人の妻」＝「他人の所有する妻」((8))における「所有」が狭義の<所有>(日常語としての「所有」)だと考えると、どうなるでしょうか。確かに、狭義の<所有>には「管理・支配」「譲渡可能性」など、互いに対等であるべき人々に適用されれば差別につながるような概念が含まれます。したがって、「人妻」＝「他人の妻」＝「他人の所有する妻」であると言えれば、これによって「人妻」の背後にあると推定される差別の内実を説明できたことになります。

しかしながら、これは繰り返しになりますが、(15b)は普通の日本語としては変です。(12)でも「兄」を例にとって説明しましたが、親族は一般に狭義の<所有>の対象(<所有>物)とはみなされていないのです。となると、「他人の妻」＝「他人の所有する妻」((8))が成り立つということは、他の親族名称からの類推からは導かれないものであり、それ自体独立に立証が必要である、ということになります。

まとめると、次のようになります。

- (16) a. 「所有」を狭義の<所有>と解釈した上で、「他人の妻」という表現の通常の解釈が「他人の所有する妻」である(「他人の妻」＝「他人の所有する妻」である)、(8))とすることができれば、「人妻」の背後にあると推定される性差別の内実を明らかにしたことになる。
- b. しかし、一般に親族名称に関しては、「誰かの△△」＝「誰かの所有する△△」であるとは言えない。
- c. したがって、a.の方針に基づいて「人妻」の差別性を明らかにすることができるためには、「他人の妻」という表現の通常の解釈が「他人の所有する妻」であるということ((8))を独立の証拠に基づいて立証しなければならない。

そして、「所有」(狭義の<所有>)に言及することによって「人妻」の差別性を明らかにする議論は、(16c)が独立の証拠に基づいて(つまり循環論法に走るのでもなく、思弁に走るのでもないかたちで)行われた時点で、完成することになります。

ここで特に注意して避けなければいけないのは、妻が広義の<所有>物であることを根拠として、妻に狭義の<所有>物に適用される概念(「管理・支配」「譲渡可能性」)が適用されると考えることです。これは、「所有」という語の多義性を考慮しない議論ということになります。

(14c)についてはすでに挙げた「妻子持ち」という例が示唆的です。この表現においては妻が(子と合わせて)男性の所有物(<持つ所有>物)として捉えられています。しかしこれを根拠に「他人の妻」＝「他人の持っている妻」((8))を「持つ」に合わせて変えたもの)と結論づけることにはやはり問題があります。それは、次のようなデータがあるからです。

- (17) a. * 太郎は 妻／子／娘／弟／いとこ／姪／… を持っている。
- b. ○ 太郎は立派な 妻／子／娘／弟／いとこ／姪／… を持っている。

c. ○ ご立派な奥様をお持ちのようで…

d. ○ まったく、ひどい父親を持ったものだ。

つまり、親族名称は単独では「持つ」とともに使うことができず、必ず前に修飾語句を伴うのです。「他人が持っている妻」という表現自体、筆者にとっては不自然です。

「妻子持ち」という表現がなぜ可能なのかについては今のところ謎ですが、少なくともこの語だけを根拠に「「他人の妻」＝「他人の持っている妻」」と考えるのは問題があるということです。

(14d)については、具体的な提案がありましたら検討いたします。

3.4. さらに「他人の妻」について

先ほど

(9) 助詞の「の」が表すのは「所有」関係である。

には問題があると述べました。それについて、ここで考えてみましょう。

「の」には、次のような使用例があります。

(18) a. 太郎の右 (に)いるのが次郎です)

b. 太郎の上司 (が)栄転になった)

この例において、「の」は狭義の＜所有＞を表してはいません。それは次の例から明らかです。

(19) a. * 太郎が所有している右 (が次郎です)

b. * 太郎が所有している上司 (が栄転になった)

また、(18)において「の」が広義の＜所有＞を表すかどうかについては、検討しません。すでに述べたように、広義の＜所有＞という概念は「人妻」の背後にある (かもしれない) 性差別の内実を明らかにできるものではない、というのがその一つの理由です。もう一つの理由は、「この例において、「の」が広義の＜所有＞を表すかどうか」は結局のところ「術語としての「広義の＜所有＞」をどう定義するか」の問題でしかない、ということです。

ただし一言だけコメントしておくと、(18) の例までもカバーできるような「所有」の概念は、きわめて抽象度の高い、したがって内容が極めて希薄なものになるであろうことは確かであり、したがって日常語としての「所有」とは相当かけ離れたものになるであろうことも確かです。

ここでは、(18) の「の」について、「所有」に言及せずに検討してみましょう。(18a) の「右」は二つのものの空間的な位置関係を表しています。その「二つのもの」にあたるのは太郎と次郎です。太郎を基準点とした場合に「右」という関係で捉えることができる位置に次郎がいるということです。同じ関係を次郎を基準点として記述すれば、「次郎の左 (に)いるのが太郎です」となります。つまり、この場合の「の」は基準点を表しているわけです。

これを一般的な言葉で述べれば、次のようになります。

- (20) 名詞の意味構造の中に関係概念が存在する場合に、その関係を構成する項のうち、一方が他方を記述するための基準点として機能しているときに、その基準点として機能している方の項が「の」で表示される。

(18b)の「太郎の上司」についても、基本的に同じことが言えます。ただし細かな違いはあります。

- (21) a. 「右」の意味構造に存在する関係概念が空間的な位置関係の概念であるのに対して、「上司」の場合は人間の間の社会的な関係(組織の内部での階層関係)である。
- b. 「右」が関係それ自体を記述対象とする名詞であるのに対して、「上司」は、関係を構成する項の一つを記述対象とする名詞である。

そして、「上司」に関する説明の「組織の内部での階層関係」を「親族関係」に置き換えれば、その説明はそのまま(15)に列挙した親族名称に適用することができます。さらにその同じ議論は「他人の妻」にも適用することができます³⁾。

筆者のこの議論は「他人の妻」を「他人の夫」「他人の親」などと同じ性格のものとするものです。これに対しては、次のような反論が出されるかもしれません。「妻」と「夫」を同じようなものと捉えてしまえば、「ひとおっと」が存在しない理由が明らかにならない。つまりこの説明では「人妻」の背後にあるはずの性差別の内実が明らかになっていない、と。

ある意味では、確かにその通りです。筆者は「人妻」の差別性の出所を「の」の意味に求める立場も、「所有」概念に求める立場も取らないのです。だからここまでの議論では、性差別(がかりにあるとして、そ)の内実を直接明らかにする意図はそもそも最初から持っていなかったのです。

それでは、「人妻」の背後にある(かもしれない)性差別とはいったいどのようなものなのでしょうか。「人間扱いされていない」説を採らないばかりではなく、「所有物扱いされている」説も採らないということになると、一見、振り出しに戻ってしまっただかに思われるかもしれません。でも、実はそうではありません。ここまでで検討してきた二つの説に共通するある問題点について、次節で考えることにしましょう。

4. フレーゲの原理とゲシュタルト性

前2節で、「人間扱いされていない」説と「所有物扱いされている」説について検討してきました。実はこの二つには、これまではっきりさせてこなかった共通性があります。それは次のようなものです。

- (22) a. 「人妻」の背後にある(かもしれない)性差別の内実を、この語の意味から説明しようとする。
- b. 「人妻」の意味を明らかにするために、次の手順を踏む。
1. 「人妻」の意味を「人の妻」と考える。
 2. 「人の妻」を「人」「の」「妻」に分解する。
 3. 「人」「の」「妻」のそれぞれが持つ意味を考える。

4. 「人」「の」「妻」のそれぞれが持つ意味を足し算し、それを「人の妻」全体の意味、ひいては「人妻」の意味と同一と考える。

(22a)の方針については筆者も支持しますが、(22b)には問題があります。(22b)の背後には、次のような意味観があります。

- (23) 言語表現の全体としての意味は、それを構成する部分の意味の総和に等しい。

これは「フレーゲの原理」と呼ばれるものですが、現在の認知意味論はこれを採用していません。そこで、本稿の主題である「人妻」に関しては次のような見通しを持ってアプローチすることになります。

- (24) 「人妻」が「人の妻」であることは認める(ただし「人」は「人間」の意ではなく「他人」の意と考え、また「の」は所有者の標識ではなく、基準点の標識と考える)。しかしそれと同時に、「人妻」の意味には、「ひと」「の」「妻」のいずれの意味からも予測されない部分が、おそらくはある、と予想する。

このように、全体(の持つ意味)が部分(の持つ意味)の総和以上のものであるということを、「ゲシュタルト性」といいます。そして「人妻」の場合、「ひと」「の」「妻」のいずれの意味からも予測されない意味が、この語の背後にある(かもしれない)差別の内実を解明する鍵となるのではないか、という見通しが立つわけです。

それではその意味とは、具体的にはどのようなものなのでしょう。この、言わば「見えない」意味についての議論を勝手な臆測の積み重ねに終わらせないためには、何をすればよいのでしょうか。

それは、「人妻」という語の使われ方を、ちょっとだけ丁寧に観察することです。

5. 人妻とは何か

たとえばある日、未婚の男性である筆者が近所で「おばあちゃん」と呼ばれている女性の手を引いて歩いていたとします。この女性は筆者から見れば他人の妻にあたる可能性があります。たとえその場合であっても、この時の筆者の様子を「人妻と手をつないで歩いていた」と表現するのは不自然です。

また筆者は1995年以来3年間にわたってある女性研究者と共同研究を行ってきました。この研究者は1995年当時は独身でしたが現在では結婚しています。したがって現在ではこの人は筆者にとって他人の妻にあたります。しかし筆者のこの人との研究上の交流を「人妻と話していた」や「人妻と会った」と表現するのは不自然と思われれます。

またある日、筆者が同僚の既婚の女性教員甲氏と二人で教職員食堂で隣り合って座って、授業の進め方や学生のことなどについて和やかな雰囲気です話をしていたとします。甲氏は筆者から見れば他人の妻ですが、この場合も、筆者の様子を記述するのに「人妻と話していた」は不自然です。通常は「同僚と話していた」と言うところです。

しかしたとえば、筆者が甲氏と大学の用事以外の理由で二人きりでホテルのバーで話をしていたとしたら、「人妻と話していた」という記述も自然になります。また、実際にそのような事態が生じなくても、そのような事態になって欲しいという希望を持っていたとしたら、「人妻に憧れている」という表現が自然になります。

逆にある人が筆者の甲氏との会話を「人妻と話していた」と表現したとします。筆者の会話を直接目撃していない人がその表現に接した際に想像するのは、前者の教職員食堂での会話のようなものではなく、後者のホテルのバーでの会話のようなものになると思われます。

何やらエスノメソドロジーもどきの議論になっていますが、ここで言おうとしていることは、

- (25) ある人(男性)にとっての「人妻」とは、その人から見て他人の妻であると同時に、その人と現実的ないしは潜在的な恋愛関係にあるような女性である。

ということです。これは、

- (26) 「人妻」とは「(男性から見た)恋愛」という概念枠(「フレーム」ないしは「認知領域」ないしは「想認知モデル」)⁴⁾の内部で規定される概念である。

ということでもあります。近所で「おばあちゃん」と呼ばれる女性や教職員食堂で話しているときの甲氏や学会からの連絡があるたびに筆者と電子メールのやり取りをする数年来の共同研究者が筆者にとっては他人の妻でありながらも「人妻」でないのは、そのときの筆者の行為が「恋愛」とは別の次元で成立しているものだからである、ということが出来るわけです。

しかし、これだけでは「人妻」の概念規定としては十分ではありません。ここで機能していると推定されるのが、「恋愛」についての概念枠の中の、次のような部分です。

- (27) a. (男性の側から見て) 他人の妻は、恋愛の対象とすることが許されない。
b. (女性の側から見て) 既婚女性は、夫以外の男性と恋愛関係になることは許されない。

すなわち「人妻」とはタブーとその侵犯に関わっている女性ということになります。以上の議論が正しいとすると、現代日本語に「人妻」に語形成上対応する「ひとおっと」という語が存在しないということには、二つの説明の可能性があると考えられます。

一つは、「ひとおっと」が**存在しない**のは、次の(28)のようなモデルが**存在しない**ということの反映であるという可能性です。

- (28) a. (女性の側から見て) 他人の夫は、恋愛の対象とすることが許されない。
b. (男性の側から見て) 既婚男性は、妻以外の女性と恋愛関係になることは許されない。

つまり、「人妻」の存在と「ひとおっと」の非在の背後にある性差別の内実は、(27)の存在と(28)の非在であろうと推定される可能性があるわけです。

もう一つは、上の(28)のようなモデルは確かに存在するが、このモデルと結び付けられた語としてすでに「妻子持ち」があるため、新たに「ひとおっと」を作ることが抑止(block)された、ということです⁵⁾。この場合には、「人妻」の存在と「ひとおっ

と」の非在という事実の背後に性差別があるとは言えません。「ひとおっと」のかわりに「妻子持ち」があるというだけの話になります。

どちらの説明が正しいかについては、筆者には今のところ何とも言えません。「妻を持つ」と言えないのに「妻子持ち」と言えるのはなぜか、(28)というモデルは存在するのかしないのか、するとしたらそれが「妻子持ち」とつながっているのか、これらの問題に対する解答が提案されるまでは、お預けということになります。

6. 有標性とフレームの問題

最後に、「人妻」と「ひとおっと」の関係を考えるときに留意しなければならない重要な点に触れておきます。

「人妻」という語が存在する背景をめぐる議論として、「社会的に特別な意味合いを与えられたものが取りたてられて名づけの対象となる」という説明があるようです。これを言語学の言葉で言えば、他人の妻は「有標 (marked)」である、ということになります。そして他人の妻が有標であるとする、それに対立する「無標 (unmarked)」のものと考えると考えられます。それはいったい何なのでしょう。

本稿ではここまで、「人妻」に対立する語は(「語形成上」という断り書きをつけてきましたが)「ひとおっと」であるという見方を、論証なしに採用してきました。しかし「人妻」と「ひとおっと」(ないし「妻子持ち」)は本当に対立関係にあるといえるのでしょうか。

たとえば、特別の文脈なしに次の文を見た場合、「あの人」はどのような人であると考えられるのでしょうか。

(29) あの人 は 人妻 ではない。

(30) a. 他人の夫。

b. 独身女性。

c. 自分の妻。

d. 他人の妻ではあるが、恋愛の対象となるかどうか考えなくて済む女性。

筆者の直観では、その人が<他人の夫>である可能性はほとんどありません。そしておそらくは<他人の妻のうち、恋愛の対象となるかどうか考えなくて済む人>でもありません。<自分の妻>は微妙なところですが、これよりはるかに可能性が高いのは<独身女性>です。この直観がどれくらい一般的であるのかについては確認していませんが、本稿のこれまでの議論はこの直観がかなり一般的であることを予測します。これまでの議論が正しければ、他人の妻に与えられてその有標性の源泉となる特別な意味合いとは「(男性から見て) 恋愛に関するタブーの対象」ということになりますが、これに対応する無標のもの(特殊な意味合いを与えられていないもの)とは「(男性から見て) 恋愛に関するタブーの対象でないもの」になるわけです。そしてその最も良い事例は独身女性であると思われます。

これは、「ある人が人妻でなければ、その人はおそらくは独身女性である」という直観が一般的なものであるならば、その背後には次のような事情があると推定される、ということです。

(31) a. 「人妻」は「(男性から見た)恋愛」という概念枠の内部で規定される概念である(= (26))。つまり、＜潜在的な恋愛の相手とみなされた女性＞と＜そうでない女性＞のうち、前者は「人妻」と言えるかどうか」という判定の対象となりうるが、後者はそうでない。

b. 男性から見た潜在的な恋愛の相手とみなされた女性のうち、他人の妻がタブーの対象として(つまり、恋愛の相手とすることが許されない女性として)取りたてられ、「人妻」と名づけられている。

つまり「人妻」は次のような概念体系の中に位置づけられることになるわけです。

(32)	(潜在的な恋愛の相手としての女性)		(その他の女性 A)
	(他人の妻)	(その他の女性 B)	
	人妻 (タブーの対象)	(正当な恋愛の相手としての女性)	

「人妻」と直接の対立関係にあるのは独身女性をその最良例とする「その他の女性 B」です。「自分の妻」の位置が「その他の女性 A」と「その他の女性 B」のどちらであるかについては、検討の余地がありそうです。近所で「おばあちゃん」と呼ばれる女性や教職員食堂で話しているときの甲氏や数年来の共同研究者が筆者にとっては他人の妻でありながら「人妻」でないと述べたのは、もしかすると正確さを欠いていたかもしれません。彼女たちは「その他の女性 A」に該当しますが、この人たちは「人妻」でない」というよりは、「人妻」であるかどうかがそもそも最初から問題にならない」と言うべきかもしれません⁶⁾。

「ひとおっと」「妻子持ち」に戻ると、この表の中にはこれらの表現に対応する＜他人の夫＞が組み込まれる余地はありません。どうしても組み込みたければ、これとは別に次のような表を作るしかありません。

(33)

a.	(潜在的な恋愛の相手としての男性)		(その他の男性 A)
	(他人の夫)	(その他の男性 B)	
b.	(潜在的な恋愛の相手としての男性)		(その他の男性 A)
	(他人の夫)	(その他の男性 B)	
	妻子持ち (タブーの対象)	(正当な恋愛の相手としての男性)	

表が二つあるのは、前節で述べたように(28)と「妻子持ち」のつながりが現時点では確定できないためです。

次のような表では(29)についての直観や(31)が捉えられません。

(34)	(他人の配偶者)	
	(他人の妻)	(他人の夫)
	人妻	(妻子持ち ?)

ということは、「人妻」と「ひとおと」(ないし「妻子持ち」)はこれらだけで一つの次元を構成してそこで直接に対立し合うようなものではないことになります。このように一見同じ次元に並ぶかに見えて実は次元が違うという類いのものを比較するときには、相当に慎重な考察が必要となります。本稿の出発点は「人妻」の存在と「ひとおと」の非在でした。これはいちおう両者の比較から出発したことになるわけですが、ここまでの筆者の議論は十分に慎重であったと言えるでしょうか⁷⁾？

実は本稿の議論は、次のような前提に決定的に依存するかたちで成立しています。

(35) a. 「人妻」は高い分析可能性 (analyzability) を保持している。言い換えれば、「人妻」の意味のすべてではないがかなりの部分が、「人」(「の」)「妻」の意味を個別に検討した上で最後にそれらを足し算するという操作によって記述することができる。

b. 言い換えれば「人妻」は「人の妻」すなわち「他人の妻」を介して＜恋愛＞＜結婚＞の概念枠に結び付けられている。

しかし、何らかの根拠に基づいてこの前提を破棄し、次のような前提から出発することも可能かも知れません。

(36) a. 「人妻」には、もはや分析可能性は (ほとんど) ない。言い換えれば、「人妻」の意味のうち、「人」(「の」)「妻」の意味を個別に検討した上で最後にそれらを足し算するという操作によって記述することができる部分は、(ほとんど) ない。

b. 言い換えれば「人妻」は「人の妻」すなわち「他人の妻」を介さず、直接に＜結婚＞＜恋愛＞の概念枠に結び付けられている。

しかし後者の前提から出発するとなると、＜結婚＞＜恋愛＞についての概念枠の全体の構造を記述することが必要になります。そのためには、現代日本語において結婚や恋愛に関わる事柄を表現するのに用いられる語彙全般を検討することが必要となります。これは、とても現在の筆者にできることではありません。

謝辞および註

本稿の内容には、西田みさお、前山加奈子、森雄一の各氏との議論に触発された部分があります。また本文中で紹介した議論の一部は、1998年度の「言語文化論入門」(本学現代文化学部講義)の受講学生から提示されたものです。以上の方々に感謝いたします。本稿の執筆にあたっては、文部省の科学研究費補助金の助成を受けて入手した文献を参照しています。なお、本文中に出てくる甲氏は実在しません。本稿の内容に関しては、筆者が未婚の男性であるということに由来するバイアスがかかっている可能性もありますが、その点も含めて、本稿の内容についての責任の一切を筆者が負います。

1) 「女性人間扱いされていない」という主張を提示していることが明らかな議論としては、上野・メディアの中の性差別を考える会(1996)があります。ただし、上野氏たちの議論は説明が相当に圧縮されているため、結論に至るまでの論理を追うことが筆者には困難でした。したがって、本文中で紹介した議論と上野氏たちの議論とがどのような関係にあるかについては、解釈を保留します。

2) 大変うっとうしいことに、「人」の説明に使った「他人」もそれ自体多義語です。少なくみても「ある人と同一と認識される可能性があるが、実は同一でない人物(「他人の空似、誤って赤の他人を捕まえる」)」「ある人と社会的なつながりがない人(「他人の振りをする」)」という二つの意味があります。本稿で問題になるのは前者の意味です。

3) これを Langacker (1987, 1991) の認知文法の術語で言い直せば、「他人の妻」における「妻」と「他人」は「主要部」と「補部」の関係にある、ということになります。

4) 「フレーム (frame)」(Fillmore (1982)) と「認知領域 (cognitive domain)」(Langacker (1987)) と「理想認知モデル (Idealized Cognitive Model)」(Lakoff (1987)) は重なるの大きい概念です。

5) 「抑止 (blocking)」の例としては、英語には *pink* という色彩用語があるため、*pale red* という表現が慣用化しなかった、という事例が有名です。

6) 要するに、ローマ教皇 (Pope) やターザンが結婚していない成人男性であるにもかかわらず “bachelor” とは言いにくい (Fillmore (1982)) のとほぼ同じ理由によるということです。

7) 本稿で援用した認知言語学の概念についてのより詳しい解説については、月刊『言語』1998年11月号を御参照ください。

参考文献

Fillmore, Charles J. (1982) “Frame Semantics,” *Linguistics in the Morning Calm*, 111–137, Hanshin Publishing Co, Seoul, Edited by the Linguistic Society of Korea.

Lakoff, George (1987) *Women, Fire and Dangerous Things: What Categories Reveal about the Mind*, The University of Chicago Press, Chicago.

Langacker, Ronald W. (1987) *Foundations of Cognitive Grammar, Volume I: Theoretical Prerequisites*, Stanford University Press, Stanford.

Langacker, Ronald W. (1991) *Foundations of Cognitive Grammar, Volume II: Descriptive Application*, Stanford University Press, Stanford.

上野千鶴子・メディアの中の性差別を考える会 (1996) 『きっと変えられる性差別語：私たちのガイドライン』, 三省堂, 東京.

角田太作 (1991) 『世界の言語と日本語: 言語類型論から見た日本語』, くろしお出版, 東京.